

# 川島桶川資源循環組合議会傍聴規則

令和 7 年 4 月 3 0 日

議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 3 0 条第 3 項の規定に基づき、川島桶川資源循環組合議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を受付用紙に記入しなければならない。

2 学生、生徒その他の者が団体で傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が前項に定める事項及び人数を受付用紙に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、2 4 人とする。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす

と認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート等の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、議場の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が、この規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わ

ないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮ってこれを決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。